

2019年4月1日

東邦チタニウム株式会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
一般事業主行動計画について

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づき、下記の通り一般事業主行動計画を定める。

記

1. 計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2. 当社の課題

- ・社員に占める女性割合が低い。

3. 目標と取り組み内容・実施時期

(1)目標

計画期間中の大学(院)卒採用者に占める女性比率を20%以上とする。

(2) 取組内容と実施時期

- ・2019年4月1日～ 求職者に対する積極的広報活動の実施
 - ・自社ホームページにおいて、女性社員の社内での活躍ぶりを積極的に紹介
 - ・女性社員によるOG訪問の強化の検討
 - ・女性社員の定着率向上のため、管理職への女性活躍に関する教育の実施

以上